市民の声

市当局や議会、または個人同士の攻撃にならぬご意見をおよせ下さい。
締切り＝毎月二十日
宛先き＝市役所内広報係

農休日をつくれ

前の頃またまた農休日の増加案が問題に出ていたようだが、戦後十五年余、まがりなりにも立なおり、国民生活にもゆとりの出来た日本としてそれもいいだろう。

しかし休日の増加によって一番喜ぶのははたして誰だろう。

全国民が共にたのしくすごし、共に明日の英気を養うことが出来るだろうか。

我々農民には相変らずの高嶺の花ではあるまいか。なぜ我々がこうした案を喜ばないか。農民はサラリーマンのように休めば賃にならない。仕事はくれこみ、翌日は休んだ分まで働かなければならない場合が多い。また農業ほど天候に左右される仕事はないので、せっかくの休日も台無になるなど、問題が沢山あるわけで只単なる休日増加案にはついて行けない現状であり、サラリーマンのように恩恵を受ける事が少ないのである。

最近若い人たちの離農者が年毎に増加しているのも、こうした所に少なからず原因があるように思われる。

こうした点を考えると、農民の立場を取り入れての農休日の増加もまた、必要なことと考えられるのである。

地方により農休日が定められている所もあるようだが全国の農民が共に本当に骨休めの出来るような、農休日を真剣に考えてもらいたいものである。

一農民

賢問愚答　国保療養費の支給について

わたしは過日農作業中過まって骨折しました。早速野市町のある接骨院で治療を受けました。その治療費の半額は国保から支給されるものと思い、所定の書類を添えて申請してあったところ、このほど療養費の支給通知を受けましたが、支給するという額は、接骨院へ支払った治療費の半額に大分たりない額でした。国保で治療費の半額は支給されるものとばかり思っていたのにどうしたことでしょうか、説明ねがいます。

南国市　T

回答

国保は療養費の半額を支給する原則にまちがいありませんが、一般医療についてはその医療費の額がそれぞれ定められています。柔道整復師による施術料についても国保と高知県柔道整復師会との間に協定した額によって、料金を支払うことになっております。ところがこの柔道整復師会に所属していない接骨院で施術を受けた場合、この協定料金以外の額を請求され支払うことがあるわけです。国保では、このような場合でも、協定料金で計算した額の半額を支給することになっておりますが、実際に支払った額の半額に足りないことになる場合があります。

南国市附近で柔道整復師会に所属していない野市町の谷合接骨院で治療を受けた場合など、実際に支払った治療費に対し、相当減額された額しか支給されないのがその例です。つまり国保の料金で取り扱ってくれるところで施術を受けると、実際に支払った料金の半額を確実に支給されるわけです。

質問に答う

いろいろなご質問にはできる限り解答をしてゆきます（紙下匿名可）

夏の夜話

下駄で招いたかもん様の怪火、

久礼田文三

それはもう今から二十五年程も昔のことである、八月の終り頃だったと思われるが、土佐では秋梅雨と言われる雨が降ってうっとしい天気が続いていた。その夜は行きつけの改田、久次（土佐山田町）方面に夜遊びに出かけたもの、近隣に不幸があったとかで娘子たちは早く寝たのかどの家も静かで、ひっそりとしており、暗い夜で雨が淋しく降っていた。

「久米」今晩はどうも始めからあかんと思ったが、やっぱり駄目だった。「沢村」そうだな「思うて通えば千里が一里、あわずに帰ればまた千里か兎角人間には運、不運がある。今晩は富籤にある「下の下」の晩だ。ところでこんな晩はかもん様の火でも出るじゃないか、どうも雨の音といい、なまぐさい風の匂がする。

かもん様の火とは、比江の城跡（国分）にぽっかり小さく出た火がだんだん大きくなり、板笠の大きさ位となって、ぐるぐる廻り、国府川を東に飛んで須江（土佐山田町）の寺跡の古松にとまり、また北に飛んで改田の老松から国府川にそって比江山に帰ると付近の人々からはずい分恐れられたものであるが、この火は草履の裏に睡をつけて招くと家まで飛んでくると言われ、また暗路で出あっておまつりすれば、明りとなって家まで送ってくれると、遠い昔しから言い伝えられている。

火の出る起りは今から三百余年の昔、長曽我部元親が戸次川戦後世嗣の評定のあった時、盛親を擁立せんとした元親に反対し、信親の一子を立てんとして怒りにふれた元親のおい比江山親興は切腹して果てたが、その妻子は阿波に逃れんとして横走（土佐山田町）で捕えられ、改田の国府川原で斬首された。

それをしたって飛ぶかもんの守の火と言われ随分昔から雨の降る夜などは出たもので、現在でもこの怪火を見たものは随分多い。「沢村」どうだあの比江山の下に小さい火があるが、あれはなんの火だろう。「久米」光芒がないではないか電灯なら光芒があるが、あそこなあたりは人家はなし不思議な火だ。植田を過ぎ神の土居を過ぎても小さい火は全く動かない。燃えつづけている。二人は恐しくなって話し声もとぎれ勝である。夜は静まりかえって静かに雨が錯条と降り続いている。

二人は急ぎ足に恐る恐る石堂の家までたどりついた「沢村」久米よ今晩は薄気味悪い晩なので、俺れの家にとまって行かぬか「久米」俺れも一人では淋しいのでとめてもらう、だがあの火はかもん様かたのきの火だ「沢村」かもん様なら草履に睡をつけて招けば飛んでくると言う、たぬきなら来ない筈だ、やってみようか、「久米」やめろ、もし来たらどうする。「沢村」それもためしだ、来たら二階にあがって布団をかぶって二人で寝よう、そうすれば怪火も帰るだろう、ものはためしだやってみる。沢村は下駄をぬいて睡をつけた。さあ招いてみよう来るか、来ないか、国府川畔の怪火よ、招き終ると火はだんだん大きくなった。ぐるぐると廻り始めて二間も空にあがっただろうか、板笠のほどの火となって一直線に飛んで来る。「久米」沢村よ来るぞ来るぞさあ大変だかもん様だ、二人はぶるぶるふるえながらまろびまろび二階に上ったが声が出ない、大きな火の玉はザットト怪音を発して飛んで来て二階のひさしで燃えている、恐しくて動悸が打つ、ぶるぶる身体がふるえてとまらない一時間たった、怪火はときどきザーット音を出して燃えつづける、二人はすまなさと恐ろしさに全く困却した。「久米」よ許しを乞をう許して貰らおうと、怪火に祈った、二人の行為の不都合を手を合せて布団の中から何度も何度も合掌した。

やがて暁暗が来た、怪火はザットート音を発して、比江山に飛んで行った、全く恐しい一夜であった、悪夢のような夜は長がかったが二度と二人はこんな恐ろしさを繰り返さないと、心で誓った。（附記そのあけの日から沢村君は原因不明の病気で一カ月程も床についた、二十年程前急病でなくなった、久米君は元気で現在も働いている）（終り）

実話　幽霊でなかった話

岡川憲明

この話は私の叔父が、青年時代に体験した物語りのリバイバルである。

叔父は明治十六年の生れ、五十五才で物故した。藤原氏の流れをくむという武家の末流で、豪胆な人だったから、夜中の山野の独り歩きなどで、多くの奇現象も体験していたが、この話は夏の夜話にふさわしい物の一つである。以下、叔父の話をそのままに記すこととする。

『わしはその時、二十二才であった。春過ぎに起した大腸カタルが、どうもはかばかしゅうのうて、それじゃ、二十日近くも寝たきりちゃった。ある晩、夜中に便意をもようし、ふらつく頭を、やせ細った足にふんばって、ごっそりと寝床をぬけ出し、通いなれた廊下を手さぐり半分に歩いて、くぐり戸をあけ、右に廻って便所に行きあたるのじゃ。

初夏の夜気は重く沈んで、あたりは、月もない星あかりに眠んでいた。

わしはいつものとうり、さり気なく、大便の戸をあけ、一歩足を踏み入れようとして、立ちすくんだ。そしてはじかれたように、身をひくと、便所の戸をぴしゃと締め、その戸に倒れかかるように、体を押しつけた。

わしは、この目で見た。戸をあけた瞬間に。そこには中年の大女がつくなんでいた。その女のからげ上げた着物の下に、ふくよかな丸味のある大きな脚と、一段と太い腰が、白いはだをむき出しにしていた。女は丸まげにゆうた顔をわしの方に向けて、大口をあけ、歯をむき出して、げらげらと笑っている。その口は血をなめたように真赤であった。

わしは戸をあけられてはならぬと、力一ぱいふん張っているが、体はがくがくと震え、頭は輪が入ったようにしめつけられて、がんがんと鳴り、心臓は早鐘を打っていた。わしは耳をそばだてて、中の様子を一心にうかごうた。だが中からは何の音も聞えてこない。こうして暫らく時がたった頃わしの頭も大分考える力が出てきた。

これはどうもおかしいぞ。この暗闇の中で、自分はあの女の不気味な顔を見たが笑い声はぜんぜん聴えなかった。それに、表情もそれほどはっきり見える道理がない。たとい外にいたとしても、この星あかりでは男女の見分けがせいぜいのはずだ。これはきっと心の迷いだ。俺は長い病気の内に体力も、気力も衰えて、こんな幻覚が見えるようになったにちがいない。誠に情ないことぢゃ。こうなったらもう決して、惑わされてはいかんぞと、われとわが心にさとし、わしは今度は眼をつむって、静かに便所の戸を開き、すり足で床をふみながら、そろそろと中に入っていった。

全神経を足元に集中して、一寸二寸と小きざみに進んでいく。五尺一寸、遂に何物もさえぎるものはなかった。便器をまたいで、そこで初めて眼を見開いた。そして目さどく前後左右上下と眺め廻した。だが便所の闇の中に浮んで見えるのは星あかりを写した窓の竹格子のみであった。わしは初めて今迄の驚きを恥じ、心を落ちつけて用を足した。

今思うてみるに、わしがあの時、もう一度便所の中へ入り直さざったら、あれは幽霊の話になるがちゃったろうのう』

叔父の話は、さりげない事のように終りになるが、聞かされた私には、これは立派な怪談であり、背筋の寒くなる思いがした。（終）

固定資産の評価替えについて

地方税法による評価基準年度と、合併の条件である市税均一課税の期待とをにらみ合わせて、家屋の一斉評価を実施し、本年度の課税も終りましたが、第一期分の納入状況は比較的順調に終りましたことは、調査や納税に対して市民の深い理解とご協力のたまものと感謝しています。

本年行なわれた固定資産の評価がえにより、昭和二十六年以降、旧町村の財政事情などにより、それぞれまちまちであった。評価方法と、課税方式を均一化することにより、旧町村の地区では、一部相当増額になる地区もでき、不服及び異議の申立のあった方もありましたが、前述の事情をご諒承の上なお一そうのご協力を願います。

なお、こんご疑問の点などある方は市税務課へ問合せのこと。

参考

土地賃貸価格に係る南国市の評価倍数

田	一、六〇〇倍
畑	一、七〇〇倍
宅地	一、八〇〇倍
山林その他	五、〇〇〇倍

▲▲浴室の作り方▼▼　洗面所と洗濯流し

浴室には必ず洗面所の流しをつけたいものです、それには陶器製のものが衛生的でよいものです、洗面器を置いてお使いになる時は、タイル張りが清潔で耐久力もあって良いものです。洗濯を井戸端や、浴室のタタキにタライを置いてやることは主婦の家事労働の過重、保健の上からもよくなく、立って洗濯ができる洗濯流しを使いましょう。陶器製の洗濯流しもありますが、洗面と洗濯の兼用できるタイル張りの流しを作くるのもよいことでしょう。

お誂紳士服は
西田洋服店へ　南国　電話443

☆年利五分五厘無抽せん☆
台所・食堂・応接室・サンルーム
子供室・勉強室・其の他の増築・
改造で資金不足の方は住宅金融公
庫の利用を
住宅金融公庫申込設計施工
増築　改造　申込受付　昭和36年4月27日より　昭和36年11月25日まで
後免西町登記所前
中村建築士事務所

新建築には
新建材を
風呂・台所・水道・
コンクリート
有限会社　宇田建材店
南国市字田・電話南国四六八
左官工事請負